

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

DoL Inspection 労働局調査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Ensure employer insures every foreign worker employed in accordance with the provisions under Workmen's Compensation Act 1952. ▪ Holds inquiry to ascertain on the accident, and whether any worker takes injured and whether any compensation payable under Workmen's Compensation Act 1952 is paid. 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 雇用者が 1952 年労働災害補償法に基づき全ての外国人労働者に府保しているか確認。 ▪ 労働者が負傷しているか、1952 年労働災害保障法で規定する補償がなされているか確認する調査を継続。
-------------------------	--	--

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

【証明書及び書類】

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c21 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R (AL) 永久林、州有林、ゴム再造林（私有林）	Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOCSO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳	Employer 雇用者	SOCSCO 社会補償機構
	Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSCO, DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSCO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Audit Report 監査報告書	Occupational Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	SOCSCO 社会保障機構	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	DoL 労働局	Employer 雇用者
	Accident Report (by oral and/or documents?) 事故報告	Employer 雇用者	SOCSCO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書	Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者	

資料・監修：マレーシア木材産業庁

(3) 基準3 法定課徴金

ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付しなければならない。

ライセンス所持者が納付すべきこれらの額は、州当局が決定する。

林産物の採取に係る法定課徴金は、次の4つである。

- プレミアム
- ロイヤリティ
- 森林開発税 (Cess)
- その他手数料

全ての法定課徴金は、州森林局の会計窓口へ納付する。法定課徴金納付時に会計窓口が発行した支払証明書(領収書)は、その後の各種手続きに使用する。森林局は、丸太の生産及び流通に係るロイヤリティ、その他の課徴金を前払金又は供託金として事前に徴収し、法定課徴金の不払い又は木材の生産、取扱い現場での現金の授受が生じないように配慮している。

なお、森林局は法定課徴金の額を適宜見直しており、法定課徴金の改正をするときは官報により公示する。

A. プレミアム

プレミアムは、林産物生産活動を行う場所に面積単位で課す一般税である。

プレミアムの額は、森林規則の附則3の規定により永久林、州有林、マングローブ林、「その他の林産物」別に定めている。「その他の林産物」のプレミアムの額は、ラタン、竹類、ポール、シナモン、その他林産物に区分して定めている。

プレミアムは、ライセンス区域の境界の検証及び刈払作業の開始前に納付しなければならない。ライセンス取得者は、納税額、領収書番号及び支払日を納税実績として森林伐採計画書の第1項の4に記入する。州森林局長官による森林伐採計画書の審査は、この納税事実も含めて行われる。

B. ロイヤリティ

ロイヤリティは、特用林産物を含む全ての林産物の生産に課す一般税である。

森林規則附則2の規定は、ロイヤリティの額を丸太は樹種別材積単位で、ポールは規格別に本数単位で、炭は重量又は梱包単位で定めている。さらに同附則は、特用林産物のロイヤリティについて種類別又は採取部位別に採取量単位で定めている。

ロイヤリティは、森林開発税とともに森林検査ステーションが徴収する。森林検査ステーションでは、生産した林産物を樹木タグ・木材生産管理台帳に照合して申告の適正を確認し、丸太及び用材については材積を測定して税額を算出する。

森林検査ステーションは供託金管理台帳を作成し、検査員が台帳管理を行っている。森林検査ステーションは、ライセンス取得者からロイヤリティを徴収したときは、台帳の供託金残額から徴収額を減ずる。供託金残額が納税額に満たないときは、供託金の追加払いが完了するまで、森林検査ステーションが林産物を保管する。

森林検査ステーションは、ロイヤリティの徴収が完了すると、納税証明として林産物に刻印で徴収印を打刻するとともに荷口別にロイヤリティ徴収額を記載した移動許可証を発行する。

なお、一連の林産物生産作業が完了した後に供託金の残額があるときは、ライセンス取得者の申告により残額を還付する。

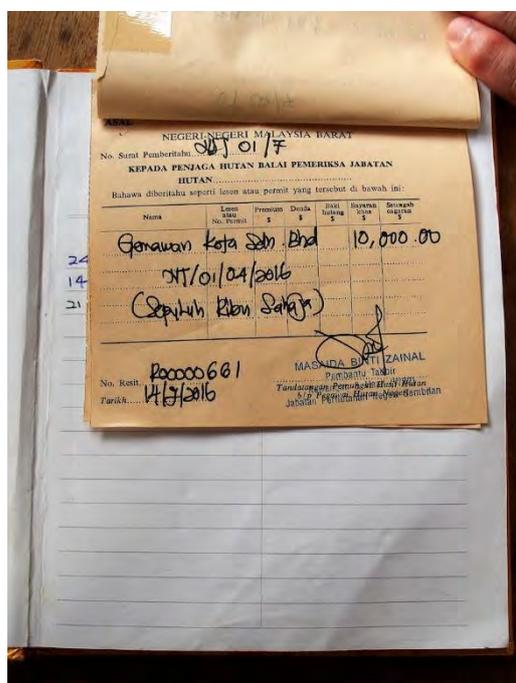


写真 4.1.c12 供託金支払証明書

TARIKH	NOMBOR MS PEMINDAH	m3	SAK 10%	DAFTAR CUKAI
07-7-2016	MLK 020008	19.28	192.80	591.74 ✓
07-7-2016	MLK 020009	20.06	200.60	816.47 ✓
07-7-2016	MLK 020010	17.87	178.70	675.13 ✓
07-7-2016	MLK 020011	20.83	208.30	1047.78 ✓
07-7-2016	MLK 020012	18.48	184.80	774.35 ✓
07-7-2016	MLK 020013	21.14	211.40	1145.75 ✓
BAKI CUKAI :				RM 674.24 ✓
20-7-2016	MLK 020014	16.94	169.40	583.29
20-7-2016	MLK 020015	19.15	191.50	704.05
20-7-2016	MLK 020016	18.92	189.20	666.08
20-7-2016	MLK 020017	17.91	179.10	580.21
BAKI CUKAI :				RM 260.51
BAYAR CUKAI :				RM 10,000.00 MS 02/4
BAKI CUKAI :				RM 15,600.51
25-7-2016	MLK 020018	16.01	160.10	505.43
25-7-2016	MLK 020019	18.01	180.10	708.91
25-7-2016	MLK 020020	18.21	182.10	483.12
BAKI CUKAI :				RM 11,993.65
16-7-2016	MLK 020021	20.84	208.40	938.24
26-7-2016	MLK 020022	13.83	138.30	226.80

写真 4.1.c13 供託金管理台帳

C. 森林開発税 (Forest Development Cess)

森林開発税は森林の再生を目的とした特別税であり、主要林産物の生産に対して課す。同税は、森林開発基金委員会が管理運営する森林開発基金 (Forest Development Fund) の主要な財源である。森林開発基金は、州森林管理計画の作成、審査及び実施、アメニティ林関連プログラムの作成及び実施並びに州森林再生計画の実施に活用されている。

国家林業法の附則 3 は、森林開発税の税額を丸太及び用材については材積単位、ポール、薪炭材、木炭及びラタン類についてはロイヤリティの額の 10% と規定している。

森林開発税は、ロイヤリティとともに森林検査ステーションで徴収する。森林検査ステーションは樹木タグ・木材生産管理台帳と現物の丸太を照合して適正を確認し、丸太材積を測定して税額を算出する。同税は、ロイヤリティと同様に、供託金から納付する。

森林開発税の納税事実は、供託金管理台帳、移動許可証及び徴収印により確認できる。

D. その他手数料

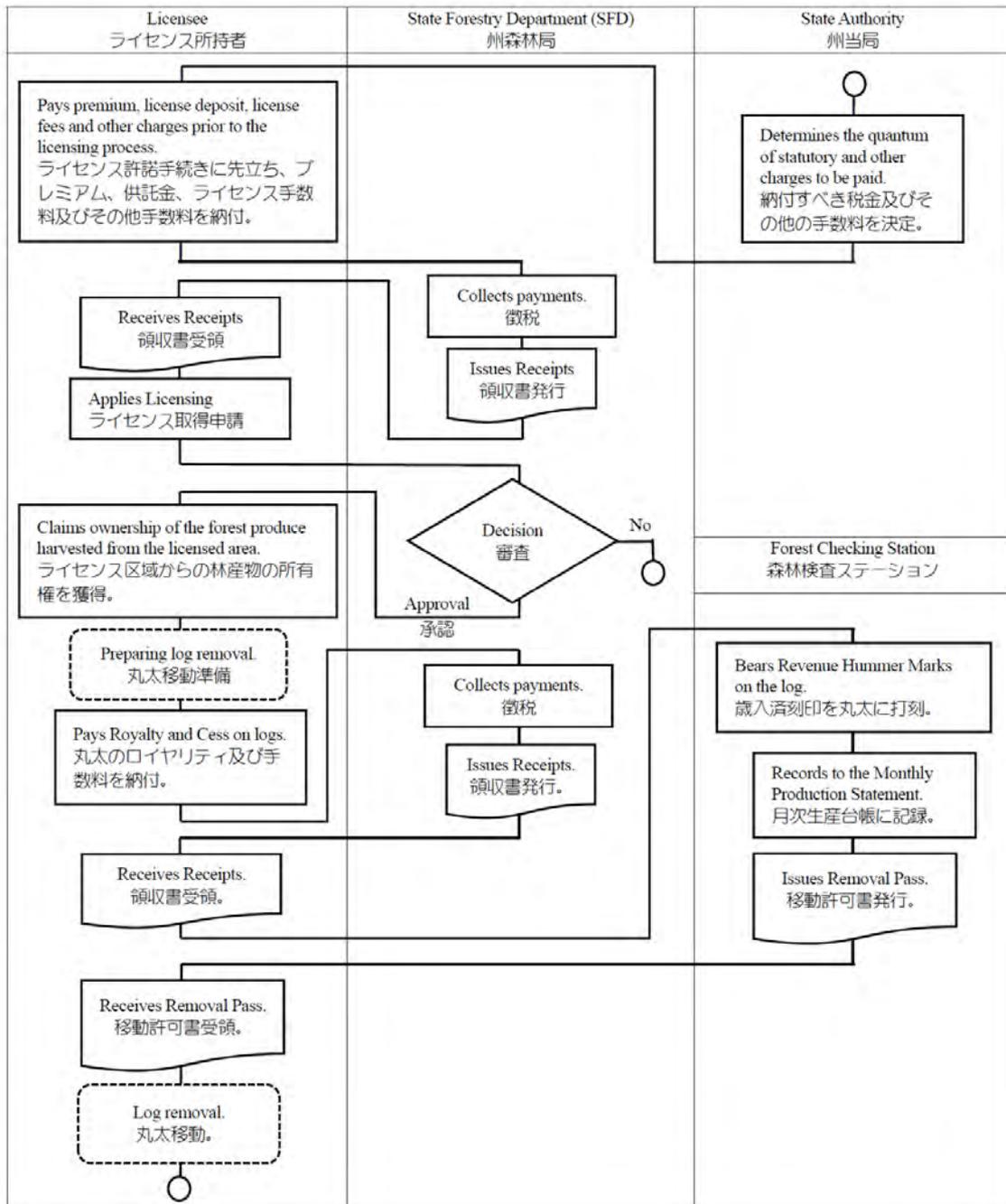
森林規則附則 4 は、プレミアム、ロイヤリティ及び森林開発税以外の主な法定徴収金の種類と額を次のように定めている。

- 財産標 (Property mark) 及び分類標 (Classification mark) の登録手数料。
- 各種ライセンス及び許可証の発行、延長、更新又は再発行に要する手数料。
- ライセンス所持者及び請負業者の登録手数料。
- 車両の登録料。
- 森林計画書の購入代金。
- ライセンス区域及び許可区域の境界線確定調査費用。
- 入札手数料。

これらのうち、ライセンス区域の境界線確定調査費用及びライセンス所持者登録手数料については、森林伐採計画書に個別に項目を設けて支払額、領収書番号及び支払日を記入する。州森林局長は、森林伐採計画書の審査時に、必要な手数料の納付を確認している。

これら手数料の納付状況は、州森林局長官が承認した森林伐採計画書により確認できる。

Royalty and Fees	ロイヤリティ及び手数料
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林からのゴム材を除く）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Licensee pays royalty, cess and other charges payable in respect of the license and forest produce before the Licensee can claim ownership of the forest produce harvested from the licensed area. Licensee pays additional charges on a case by case basis related to the harvesting license. 	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付する。 ライセンス所持者は、伐採ライセンスに係る追加料金を必要に応じて納付する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c18 法定課徴金の手続き

【証明書及び書類】

法定課徴金の手続きに係る書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c22 法定課徴金の手続きに係る書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林のゴム林を除く）	Receipts of premium, license deposit, license fee and other charges. プレミアム、供託金、ライセンス手数料及びその他手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipts of Royalty and Cess ロイヤリティ及び手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Monthly Production Statement 月別生産台帳	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	
	Removal Pass 移動許可書	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

（４）基準４ その他の権利 —先住民（オランアスリ）の権利—

①関連法規

集落、先住民、その他の森林利用者の権利に関しては、次の法律を遵守する。

- 先住民法（Aboriginal Peoples Act 1954）
- 国家林業法

先住民法は、第 6 章の規定で先住民地域（Aboriginal Area）、第 7 章の規定で先住民居住地（Aboriginal Reserve）、第 8 章の規定で占有権に関する位置づけ及び権利の範囲を、第 19 章の規定で先住民の権利を守るための各種規則を定め、先住民地域及び先住民居住地内での森林伐採を禁止している。営林署長は、官報が掲載している先住民地域が伐採地域から除かれている事実を確認するための現地調査を実施する。

国家林業法の第 62 条の第 2 項（b）の規定は、合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修、漁場及び船着場の補修、薪又はその他の生活用木材の採取及び先住民の公益施設の建築及び補修を目的とした永久林、州有林又は私有地（産業用造林を除く）での林産物生産に対するロイヤリティ徴収の免除を規定している。このロイヤリティ免除認定書は、州森林局長が発行する。州森林局は、70m³未満の木材及び特用林産物の生産のためのライセンスを発行できる。

さらに、国家林業法の第 42 条第 2 項（b）の規定は、先住民が永久林及び州有林内の先住民居住地で特用林産物を採取するときは、州森林局長が居住地の管理者や土地所有者に林産物移動ライセンスを発行すると規定している。

②先住民の権利を保障するために必要な措置

州森林局長官は、伐採計画地域における官報に掲げられた先住民地域又は先住民居住地が伐採計画地域の存在を確認し、これらの地域が存在しているときは、それぞれの所有者から同意が得られる場合にのみ、伐採ライセンスを発行できる。

さらに、森林監督官は伐採ライセンスを発行した後も、先住民の生活や伝統文化の維持に必要な 32 種の特定樹種（表 4.1.c17）が伐採されないように監視を行う。

③法律の遵守状況の確認方法

木材生産地域内の先住民地域及び先住民居住地の存在は、州政府が発行している官報で確認できる。林産物生産地域に先住民地域及び先住民居住地が含まれているときは、土地所有者の林産物生産への同意書の存在を確認する必要がある。

先住民による永久保存林や州有林での規定の手続きに基づく副林産物の採取の実施に関しては、林産物移動ライセンスの発行の有無により確認できる。さらに 32 種の特定樹種伐採禁止の遵守に係る状況は、森林検査ステーションの樹木タグ・木材生産管理台帳により確認でき、伐採に係る違法行為や誤伐については、森林管理官が作成する月例報告書で確認できる。

なお、先住民地域や先住民居住地の設定その他の先住民の権利に配慮した活動の実施は各州の判断に任されており、州によってその対応の程度が異なっている。

表 4.1.c23 先住民（オランアスリ）の権利

User Right by Aborigines (Orang Asli)	先住民（オランアスリ）の権利		
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding ITP)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）		
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局		
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。		

State Forestry Department 州森林局	State Director of Forestry 州森林局長	District Forest Officer 営林署長	Forest Ranger 森林監督官
<ul style="list-style-type: none"> ▪ SFD may issue Minor License for extraction of major forest produce (timber) less than 70 m³ and all minor forest produce. ▪ 州森林局は、70 m³未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産のためにライセンスを発行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ State Director of Forestry can issue harvesting license for gazetted and Aboriginal Reserve if consent is given by the owner. ▪ Exempts the Aborigines (Orang Asli) from payment of royalty on any forest produce taken from SL and AL for: <ul style="list-style-type: none"> - Construction and repair of temporary huts on land lawfully occupied by such Aborigines. - Maintenance of fishing stakes and landing places - Fuel wood or other domestic purposes - The construction or maintenance of any work for the common benefit of the Aborigines. ▪ 所有者からの同意を確認したときは、官報に掲載された先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンスを発行できる。 ▪ 先住民（オランアスリ）に対し、次の目的で州有林及び私有林から採種したいかなる林産物へのロイヤリティの納付を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> - 合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修。 - 漁場及び船着場の補修。 - 薪またはその他生活用木材の採取 - 先住民の公益施設の建築または補修 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Carries out field investigation on area applied for harvesting to ensure that gazette Aboriginal Areas are excluded. ▪ 官報に掲載された先住民地域が伐採地域から除かれていることを確認するための現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Ensures that thirty two (32) tree species, some of which could be useful for Aborigines (Orang Asli), are not allowed to be felled in all harvesting areas. ▪ 先住民にとって利用価値がある樹種を含む 32 の特定樹種が全ての伐採地域で伐採されないよう監督。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

【証明書及び手続書類】

先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c24 先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）	Minor License (for extraction of major forest produce (timber) less than 70 CUM and all minor forest produce). マイナーライセンス（70 m ³ 未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産用）	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者
	Letter of Consent 同意書	Owner 所有者	Applicant 申請者
	Harvesting License for Gazetted Aboriginal Area and Aboriginal Reserve. 先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
	Letter of Exemption of Royalty (SL, AL) ロイヤリティ免除認定書（州有林または私有林）	State Director of Forestry 州森林局長	Orang Asli 先住民

資料・監修：マレーシア木材産業庁

（5）基準5 工場の操業

①工場ライセンスの発行

工場ライセンスは、州森林局長が発行する。

木材産業法木材産業規則¹⁵第3条の規定は、木材加工工場が用地設定、工場の建設及び設立もしくは操業又は操業の維持をするためには、工場ライセンスの申請が必要であると定めている。工場ライセンスは、毎年更新が必要である¹⁶。

工場ライセンスは、木材加工工場の経営者が州森林局に木材産業規則附則2の様式により申請書を作成して申請する。州森林局は申請の受付をすると、営林署長が工場検査を行い、検査結果を報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。検査結果報告書を受領した州森林局長は推奨報告書を作成し、半島マレーシア林業局¹⁷に提出する。

推奨報告書を受領した半島マレーシア林業局は審査を行い、州森林局長に検査結果を含む意見書の提出を求め、同局はこの意見書及び技術的評価を行った上で、必要に応じて現地調査を行う。さらに同局は、必要に応じて承認のための意見書の変更を要求する。

半島マレーシア林業局が承認した後、州森林局長は、ライセンス及びその他の手数料の支払いを含む条件を提示した上で工場ライセンスの申請を認可し、工場ライセンスを発行する。工場ライセンスには、工場で使用する機械の種類及び台数が記載され、これらの事

¹⁵ Wood-Based Industries Rules 1992

¹⁶ ライセンスの申請方法については、『林業マニュアル』の第15章に必要な手続の解説がなされ、同書の第7.0項では、州森林局がライセンス申請に係る全ての手続きを管理すると説明している。

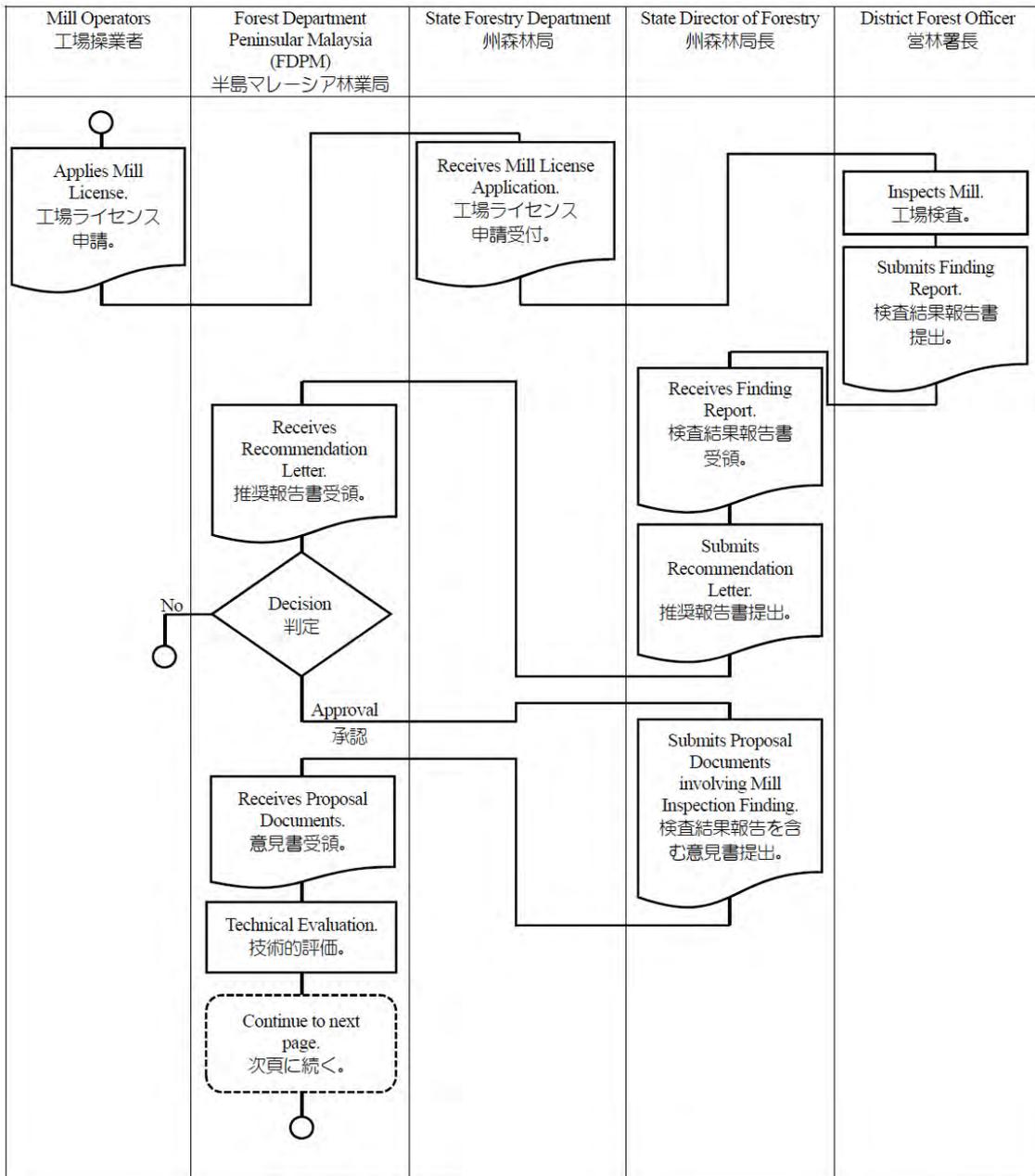
¹⁷ Forest Department Peninsular Malaysia (FDPM)

項は州森林局が登録し管理する。

工場操業者は、工場ライセンスを受領してから工場を操業する。工場操業者は工場を操業している間は、丸太台帳を作成するとともに月別丸太消費・製品生産報告書を作成する。丸太台帳は、森林局職員が毎月工場の操業状況とともにその内容を検査し、森林局職員はそれらの結果を木材加工工場検査報告書としてとりまとめる。また月別丸太消費・製品生産報告書は、工場操業者から営林署長に提出しなければならない。

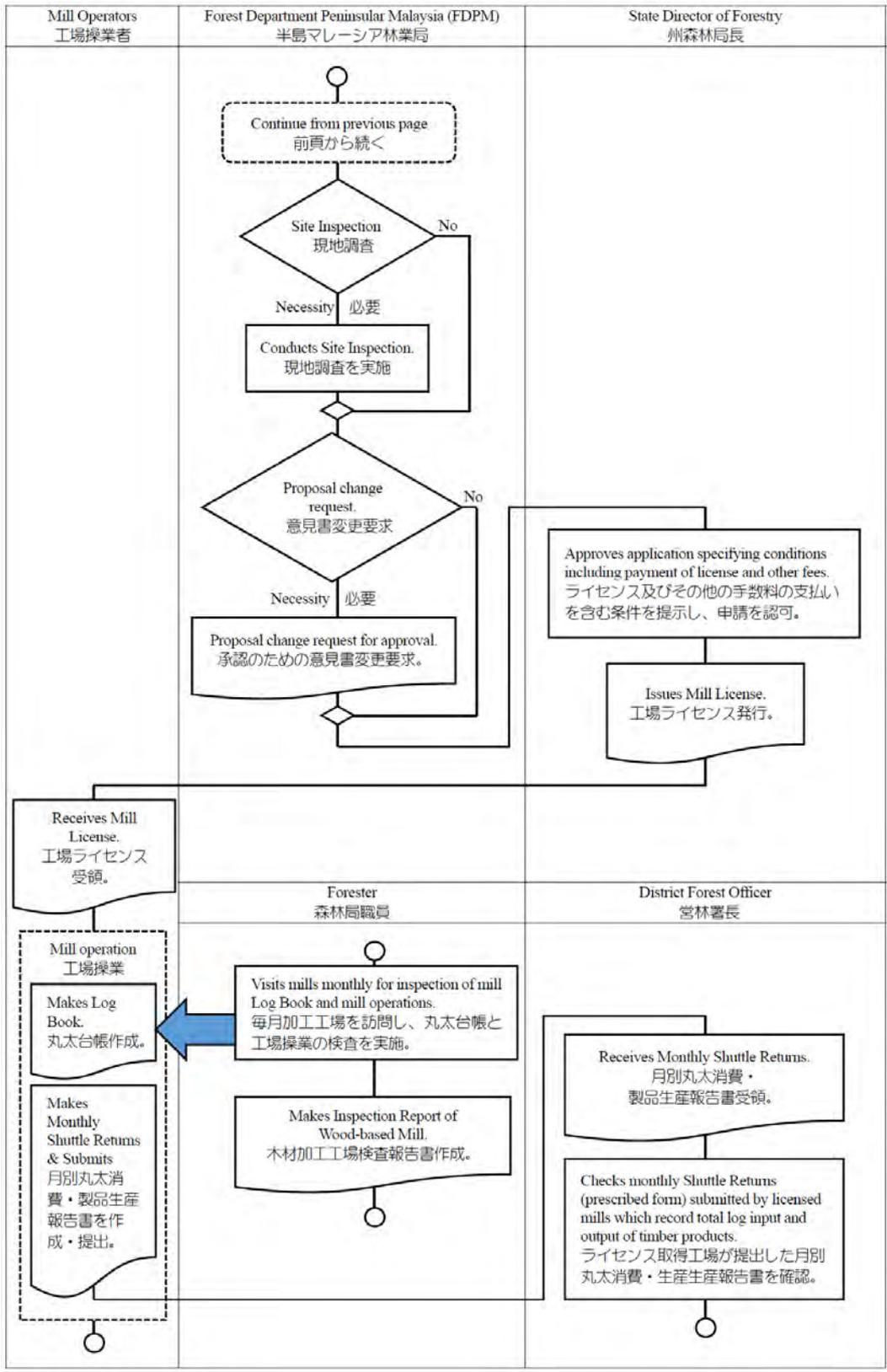
営林署長は、月別丸太消費・製品生産報告書により、丸太及び原料の生産ラインへの投入量と木材加工品の生産量のバランスを審査し、所定の手続きを経ていない原料の混入がないように監督する。

Issuance of Mill License and Conditions for Operation	工場ライセンスの発行及び操業条件
Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム材（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Issuance of mill operation and condition for operation. - Operations of wood-based mills are required to apply for a mill license from the SFD. - Licensed mill must submit monthly shuttle returns and maintain Log Book (for mills processing logs).	工場操業ライセンスの発行と操業条件 - 木材加工工場の経営者は、州森林局に工場ライセンスの承認を申請しなければならない。 - ライセンスの発給を受けた工場は、月別丸太消費・製品生産報告書を提出し、丸太（工場用原木）台帳を管理しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行（続き）

【証明書及び手続書類】

工場ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は次の表のとおりである。

表 4.1.c25 工場ライセンスの発行に要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地	Application Letter for Mill License 工場ライセンス申請書	Mill Operators 工場操業者	State Forestry Department 州森林局
	Finding Report 検査結果報告書	District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Documents 意見書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Additional Request for Approval 承認のための追加要求提案書	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局	State Director of Forestry 州森林局長
	Mill License 工場ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Mill Operators 工場操業者
	Log Book 丸太台帳	Mill Operator 工場操業者	Forester 森林局職員
	Monthly Shuttle Returns 月別丸太消費・製品生産報告書	Mill Operator 工場操業者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ District Forest Officer ▪ Forester ▪ 営林署長 ▪ 森林局職員
	Inspection Report of Wood-based Mill 木材加工工場検査報告書	Forester 森林局職員	District Forest Officer 営林署長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

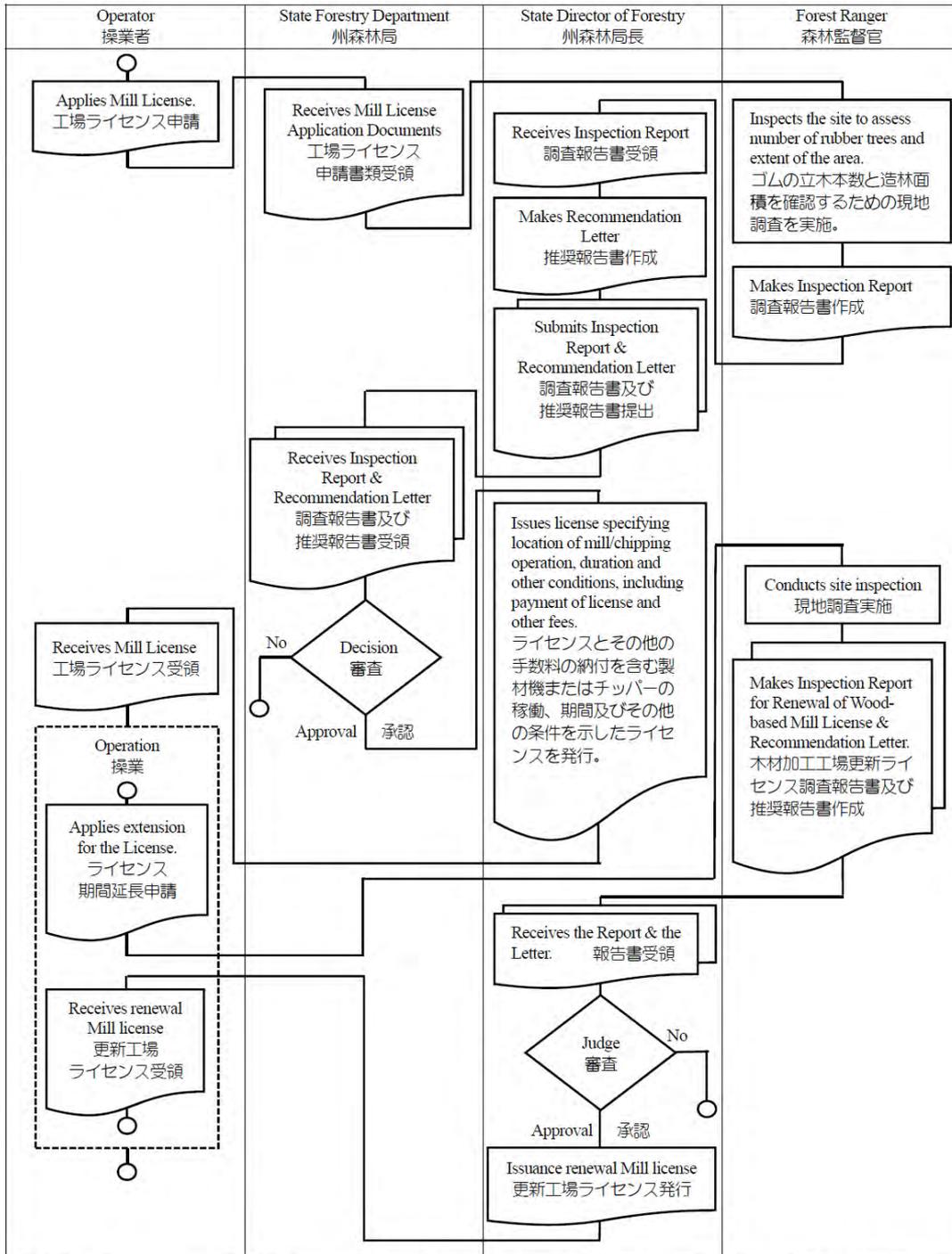
②移動式製材所ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行

ゴム丸太の製材又はチップ製造のための移動式製材工場又はチップ工場の操業には、州森林局による工場ライセンスが必要である。このライセンスは、州森林局長が発行する。

移動式工場の操業者は、工場ライセンスを州森林局に申請する。州森林局が申請書を受け付けると、森林監督官が申請のあったゴム造林地においてゴム立木の本数と造林地面積を確認するための調査を実施する。森林監督官は、調査の結果を調査報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。調査報告書を受領した州森林局長は、推奨報告書を作成して調査報告書とともに州森林局に提出し、これらを用いて州森林局はライセンス発行の可否を審査する。この審査で承認された申請事案に対して、州森林局長はライセンスを発行する。

移動式工場がライセンスの更新を希望するときは、森林監督官にライセンス期間の延長を申請する。ライセンス期間延長申請を受け付けた森林監督官は、現地調査を実施し、木材加工工場更新ライセンス調査報告書及び推奨報告書を作成して、州森林局長に提出する。これらの報告書を受領した州森林局長は、ライセンスの期間延長の可否を審査し、期間延長を承認したときに更新工場ライセンスを発行する。

Issuance of Mobile Sawmill / Chipper License	移動式製材所・チップパーライセンス
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Operator of mobile sawmill / chipper for cutting / chipping of Rubberwood logs is required to apply for a mill license from the SFD.	ゴム丸太の製材またチップ製造のための移動式製材工場またはチップ工場の操業者には、州森林局による工場ライセンスの承認が求められる。



*This Figure in review to amend by SFD for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年のコンプライアンス監査のために州森林局による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c20 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続き

【証明書類及び手続き書類】

移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c26 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Application Documents for Mill License 工場ライセンス申請書	Operators 操業者	State Forestry Department 州森林局
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長 State Forestry Department 州森林局
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Directory of Forestry 州森林局長	State Forestry Department 州森林局
	Mobile Sawmill / Chipper License 移動式製材工場ライセンスまたは移動式チップパーライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者
	Application Documents for Extension for the License ライセンス期間延長申請書	Operators 操業者	Forest Ranger 森林監督官
	Inspection Report for Renewal of Wood-based Mill License 木材加工工場ライセンス更新検査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Renewal Mill License 更新工場ライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

③労働安全衛生

工場労働者の安全及び衛生の確保に係る雇用者の義務並びに職業安全衛生局、労働局及び社会保障機構による実地検査、事故対応の各手続きについては「(2) 基準 2 林内作業の⑦労働安全衛生」の項に掲げたものと同じである。ただし、工場の実地検査は、職業安全衛生局が行う検査に森林局が介在しない。さらに、立入検査の頻度は、林内作業の場合は森林局が不定期に行うが、加工工場の場合は職業安全衛生局が 15 か月に一度、定期的に行う。